

改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和元年7月16日（火）

改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案について、広く国民の皆様から御意見をお聴きするため、令和元年7月16日（火）から同年8月16日（金）までの間、パブリックコメントを実施いたします。

1. 概要

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第25号）が令和元年6月5日に公布され、一部の規定を除き公布の日から1年以内（令和2年4月1日を予定）に施行されること、同法による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づく関係法令の改正等を行います。

つきましては、広く国民の皆様の御意見をいただきたく、以下の要領で意見を募集することといたします。

2. 意見募集の対象

改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案について

3. 意見募集要領

（1）意見募集期間

令和元年7月16日（火）～同年8月16日（金）17:00まで

（※郵送の場合は、令和元年8月16日（金）必着）

（2）意見提出方法

次の様式により、必要事項を日本語で記入のうえ、[1]郵送、[2]ファックス、[3]電子メールのいずれかの方法で（3）の意見提出先へ提出してください。

なお、上記以外の方法（電話等）による御意見は受け付け致しかねますのであらかじめ御了承ください。

〈意見提出様式〉

宛 先：環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室

件 名：改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案に対する意見

住 所：

氏 名（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署及び担当者名）：

職 業：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

該当箇所： 頁 行目

意見内容：（該当箇所を明記の上、1箇所当たり100字以内を目安に、できるだけ簡潔に御記載ください。）

(3) 意見提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 パブリックコメント担当 宛て

[1] 郵送の場合 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

[2] ファックスの場合 03-3581-3348

[3] 電子メールの場合 furon@env. go. jp

4. 資料の入手方法

資料は、以下により入手可能です。

(1) 電子政府の総合窓口 (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?OBJCD=100195>)

(2) 環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室において配布

※入館の手続が必要であるため、事前にお電話での御連絡をお願いします。

(注意事項)

- ・提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承願います。
- ・皆様からいただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、併せて御了承願います。
- ・御意見の対象となる文書の該当箇所（項目名及びページ）を明記してください。締切日までに到着しなかった場合や記入漏れ、意見募集対象以外の御意見等、本要領に即して記入されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただくことがあります。
- ・御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の権利等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

環境省地球環境局地球温暖化対策課 フロン対策室	
直通	03-5521-8329
代表	03-3581-3351
室長	馬場康弘 (内線 6750)
室長補佐	田中輝征 (内線 7728)
担当	加藤哲久 (内線 6752)
	塚越詩織 (内線 7779)

改正フロン排出抑制法の施行等に向けて整備すべき関係法令改正案について

令和元年7月
環境省
経済産業省

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第25号）が令和元年6月5日に公布され、一部の規定を除き公布の日から1年以内（令和2年4月1日を予定）に施行されるところ、同法による改正後のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号。以下、改正のあった規定について「改正法」、改正のなかった規定について「法」という。）に基づき、又、「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」（平成31年2月産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会）を踏まえ、関係法令について改正を行う。

併せて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）に基づく成年被後見人等に係る欠格条項見直しに係る所要の規定の整備、第14回産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策ワーキンググループ（平成31年1月）における議論を踏まえた法第2条第2項に基づく指定製品の対象の追加のための改正を行う。

改正対象となる政令、省令及び告示並びにそれらの主な改正事項は、以下の通り。

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行令（平成13年政令第396号）

【主な改正事項】

- ・指定製品の追加（法第2条第2項関係）
- ・報告徴収及び立入検査対象の追加（法第92条及び法第93条の改正関係）

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成26年経済産業省・環境省令第7号）

【主な改正事項】

- ・成年被後見人等に係る欠格条項見直しに係る所要の規定の整備（法第29条第1項第1号、第51条第2号イ及び第64条第2号イの改正関係）
- ・フロン類が充填されていないことの確認方法の整備（法第41条の改正関係）

係)

- ・引取証明書の写しの交付又は回付の方法及び保存期間の整備（法第 45 条の 2 の改正関係）
- ・引取証明書の交付を要しない場合及び引取り等を行うことができる場合の整備（法第 45 条の 2 の改正関係）
- ・特定製品に表示すべき事項の追加（法第 87 条第 4 項関係）
- ・その他所要の規定の整備

○特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面に記載する事項を定める省令（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）

【主な改正事項】

- ・確認及び説明の書面の保存期間の整備（法第 42 条の改正関係）

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 19 年経済産業省・環境省令第 8 号）

【主な改正事項】

- ・電子化対象書面の追加（法第 41 条、第 42 条及び第 45 条の 2 の改正関係）

○フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針（平成 26 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 87 号）

【主な改正事項】

- ・特定建設工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者に係る規定の整備（法第 42 条及び第 45 条の 2 の改正関係）
- ・その他所要の規定の整備、時点修正

○第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経済産業省・環境省告示第 13 号）

【主な改正事項】

- ・点検及び整備に係る記録簿の保存期間の延長